

宮崎県における生涯学習推進のための学習環境の整備について

答 申

平成15年3月

宮 崎 県 生 涯 学 習 審 議 会

目 次

はじめに	1
本県の生涯学習の更なる振興のために	2
学習機会の提供	3
1 学習の方法面から	4
(1) 学習機能の活性化	
(2) 必要に応じた学習者の経費一部負担	
(3) 県民本位の多様な学習機会の提供	
(4) 男性参加の奨励	
2 学習の内容面から	5
(1) 学習内容の在り方	
(2) リカレント教育の推進	
(3) 学習素材の開発	
3 学習支援体制の整備の面から	7
(1) 学習の充実に向けて	
(2) 学習成果の活用	
(3) 施設間連携の推進	
(4) 企業及び学校との連携	
指導者養成の在り方	9
1 求められる資質・能力	9
(1) コーディネーターとしての資質・能力	
(2) まとめ役としての資質・能力	
2 養成の在り方	9
(1) 指導者養成のための講座の充実	
(2) 関係機関の連携	
3 活用の在り方	10
(1) 人材登録バンクの充実	
(2) 指導者情報の共有化と提供データの一元化	
生涯学習情報の提供と学習相談体制の整備	11
1 生涯学習情報の提供について	11
(1) 情報の充実	
(2) 情報の共有化	
(3) 情報流通の格差是正	
(4) 新鮮な情報の提供	
2 相談体制の整備について	12
(1) 相談者本位の体制整備	
資 料	13
諮問文	14
審議計画	15
宮崎県生涯学習審議会条例	16
宮崎県生涯学習審議会規則	17
終わりに	18

はじめに

平成7年3月の第 期答申によると、本県では生涯学習の基本認識として、「複雑化・成熟化していく社会の著しい変化へ対応するため」と「個々人の自己の充実と生活の向上を目指すため」の2点を挙げている。

しかし、それから8年が経過し、その間、情報の高度化や社会の国際化、あるいは少子高齢化など社会情勢は複雑化・成熟化が益々進展するとともに、個々人の生涯学習に対する認識が高まるにつれ、学習ニーズもいっそう高度化・多様化してきた。

また、完全学校週5日制の実施や家庭教育の重要性が叫ばれるなど、教育を取り巻く環境にも大きな変化を見るに至っている。

そこで、こうした社会情勢や教育環境の変化に対応した生涯学習体制づくりが求められていることは、今回の諮問理由にも述べられているところである。

加えて、県においては第五次総合長期計画が策定されたことにより、生涯学習の行政施策の在り方も見直し・改善を迫られるようになったと考える。

こうした状況にあって、今回、本審議会に対し、学習機会の提供、指導者養成の在り方、生涯学習情報の提供と学習相談体制の整備の3つの事項において、生涯学習推進のための学習環境の整備についての諮問がなされたことはまさに時機を得たものであると言える。

そこで、本審議会では、平成13年7月の諮問以来、宮崎県の生涯学習推進のための学習環境の整備について6回におよぶ審議を重ね、その審議結果を今回、ここに答申として取りまとめたものである。

本県の生涯学習の更なる振興のために

平成13年4月に策定された21世紀の宮崎をデザインした第五次宮崎県総合長期計画の基本計画における諸施策のひとつである『新時代を切り拓く人づくり』の中で、生涯学習社会づくりが挙げられている。

そして、その実現を目指すための方略として、『みやざき21世紀戦略』の中に『生涯現役プロジェクト』を構築し、県行政レベルでの更なる生涯学習基盤体制の整備として、「生涯健康の推進」、「生涯学習・生涯元気の推進」、「生涯社会参画の推進」の3つの事項について、具体的に事業展開していくことを求めている。

このことに鑑み、本県の生涯学習の更なる振興を図るために、県と市町村および学校や民間教育事業者、企業等がその役割を分担しながら、総合的に生涯学習を推進する体制の整備が急がれるものである。

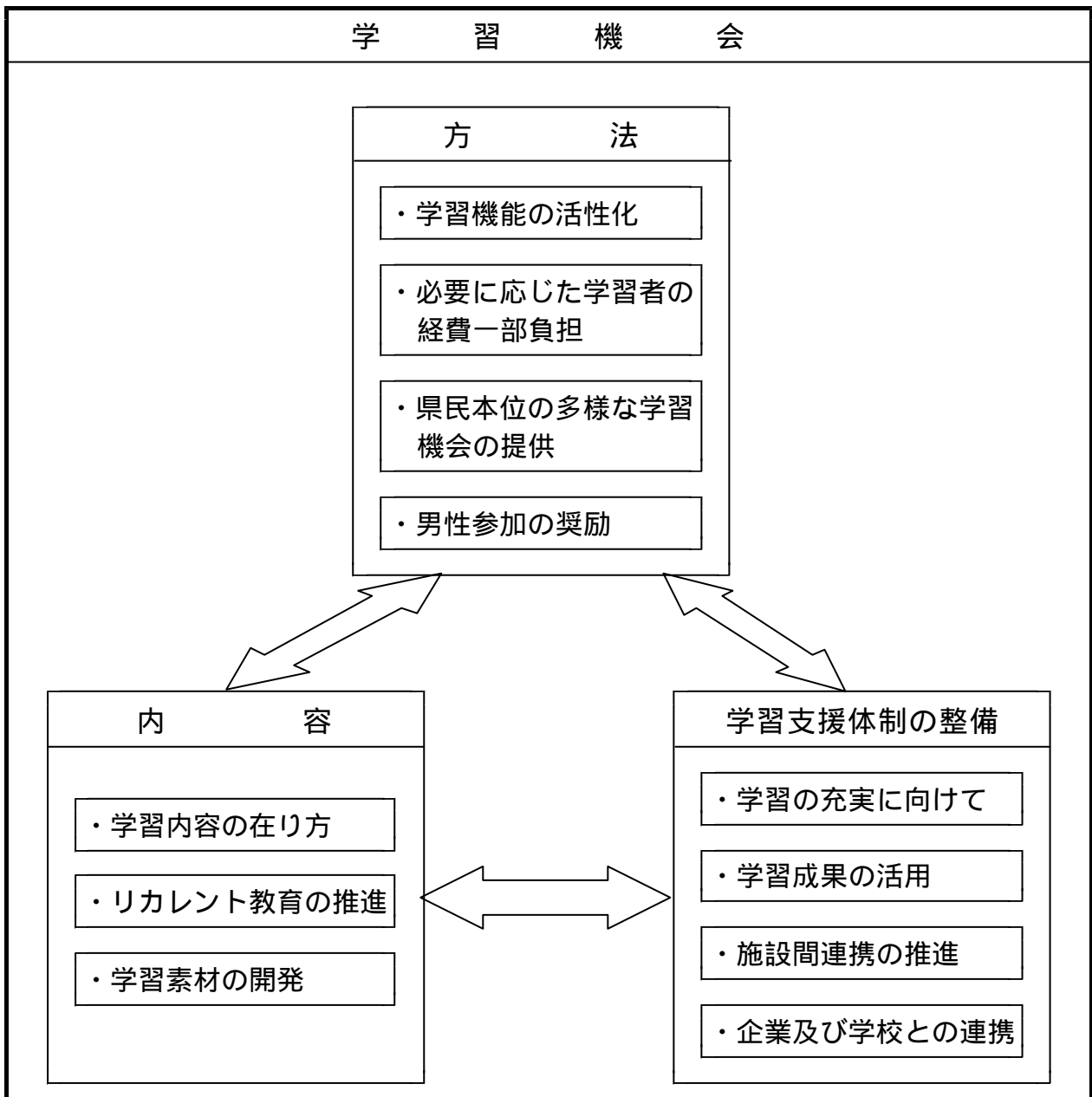
そこで、第五次宮崎県総合長期計画に盛り込まれた内容を踏まえ、本県の生涯学習推進のための学習環境を整備する観点から、「学習機会の提供」、「指導者養成の在り方」、「生涯学習情報の提供と学習相談体制の整備」の3つの事項について検討を行うものである。

【学習機会の提供】

生涯学習の機会については、県および市町村の行政機関や教育関係機関・施設、あるいは、企業や民間団体等の主催する講座や研修が多々提供されている。

しかし、提供の在り方や提供内容が学習者のニーズをどの程度充足しているか、方法や内容の改善等について検討を行う必要がある。

そこで、学習機会の提供について、方法、内容、学習し円体制の整備の3つの観点に類別すると以下ようになる。



1 学習の方法面から

(1) 学習機能の活性化

生涯学習社会の確立に向けて、これまで教育行政は生涯学習基盤の整備を図ってきたが、生涯学習の間口が広すぎるためにその内容が必ずしも全ての学習者のニーズに対応しているとは言い難く、身近なところで実際は十分に機能していない。

完全学校週5日制の実施に伴い、今後さらに地域交流の中核施設である公民館等公共施設の果たす役割が大きくなる。そうした地域の公共施設での活動に若年層の興味を引く遊び場や学習機会を設定するなど、今後、点を面に広げていく努力が重要になる。

また、学習者の意欲を高めるために、学校で実践している『地域のことについて課題を設定し、実地に調査し、その成果をまとめ公表していく』、いわゆる「問題解決的な学習」の手法を生涯学習に活用していくことも考えられる。

(2) 必要に応じた学習者の経費一部負担

大学や民間のカルチャーセンター等の主催事業では、経費の一部負担が当たり前となっているにもかかわらず参加希望者も多く、成果も上がっている。

経費を一部負担することにより学習者は自覚と責任をもって主体的に学習するようになり、学習意欲も継続することができると考えられる。

また、参加者の負担金によってより質の高い講座を維持するとともに、運営費を賄えることで新たな講座の企画も可能となり、学習者の選択肢も広がると思われる。

このようなことから、高い公共性を有する講座を除いては、材料費等実費ほかの必要に応じた経費一部負担についても県民の理解を得ていく必要がある。

(3) 県民本位の多様な学習機会の提供

勤労者の利便性に配慮した出前講座の実施や生涯スポーツの場の提供、学習意欲をもつ家庭内の要介護者への学習機会の提供、子どもたちと青年が共同して学習する場の提供、あるいは国際的に視野を広げるための県内在住外国人との交流など、現在の社会状況や学習者の幅広いニーズに応じた学習機会を提供することが必要である。

(4) 男性参加の奨励

講演会や研修会等の各種生涯学習関連事業への勤労者、とりわけ男性の参加が極めて少ない現状がある。これは参加する意志があっても時間的なゆとりのないことが大きな理由のひとつとして考えられるが、男女共同参画社会を実現する上からも、そうした時間的制約を受けがちな勤労男性がゆとりをもって参加できるような学習機会を提供していくことで、もっと男性の参加を奨励していく必要がある。

2 学習の内容面から

(1) 学習内容の在り方

学習機会提供の場として行政、大学、民間など様々な機関が実施する講座があるが、その内容をより充実したものとするには、期日や内容が県民の学習ニーズに合うよう組織間の情報交換や県民のニーズを知る実態調査などを行い、県民を主体とした講座となるような工夫が必要である。

また、生涯学習の今後のさらなる普及を図る意味から、これまで一般的に行われている座学による講義中心の内容に偏らず、ワークショップなどの体験的参加型学習法を取り入れた内容についても工夫が求められる。

さらには、園芸や食品加工といった農業系講座やパソコン講座など、学習成果を実生活に役立てられる講座が現在においても学校開放講座などの場で一部開講され、成果を上げている。

従って、このような技能を高める学習に、今後積極的に取り組む必要がある。

(2) リカレント教育の推進

趣味や人生を楽しむことを目的とする生涯学習のほかに、自分の生活に生かすための資格取得を目的に学習に取り組むことも、現在の就職困難な社会情勢にあっては重要な意味をもつようになった。

社会の変化に対応できうる能力が求められ、しかもその要求される能力が変化していく中であって、最も望ましいのは、楽しみながらも資格に関わるような学習の機会が提供される体制が築かれ、そこでの学習成果や取得した資格が評価され、社会の中で活用されることである。

そうした要求を満たすための大学等におけるリカレント教育は益々その重要性を増しており、今後、リカレント教育に代表されるような時代の要請に対応した先見的な学習機会の提供を検討していくことが求められる。

(3) 学習素材の開発

県内で地域に根ざした独創的な活動をしている方々を生涯学習に活用していくことも、新しい学習機会の創出につながる。

また、新たな学習素材の開発という点から、青少年が積極的に生涯学習に取り組む機会を増やすための若者向けの内容を工夫していく中で、郷土の豊かな自然環境や文化的な資源を活用した活動機会を提供することも大切である。

3 学習支援体制の整備の面から

(1) 学習の充実に向けて

社会のあらゆる場で生涯学習の認識を高めるためには、生涯学習の意義や実態の情報を広く県民に提供するとともに、学習者の多様化する学習ニーズに応えていくための学習環境整備を行うことが重要である。

つまり、多くの学習機会を提供する、学習内容に幅をもたせる、学習情報を手軽に入手できるよう情報提供システムのネットワーク化を進めるなどの様々な工夫を行い、県民が学習意欲を自主的に高めるよう支援する必要がある。

こうした支援体制を築いていくことは、生涯学習の中身をさらに充実することにつながる。

(2) 学習成果の活用

生涯学習社会は、学んだ成果が適切に評価される社会であり、そのためには学習成果をどのように評価に結びつけていくかを考えなくてはならない。

現在、学習成果をそのまま社会的評価と結びつける評価システムが確立されていないことから、学習者の学習意欲の維持・向上や学習成果を生かすという観点からも、生涯学習を通じて学んだ知識や技能を社会に還元できるような評価の在り方を考えていく必要がある。

(3) 施設間連携の推進

学習者により効果的で合理的な学習機会を提供するには、県のもつ生涯学習推進のための機能をより充実させ、県内大学をはじめとする様々な機関・施設との連携をさらに図っていくことが必要である。

また、市町村ではまちづくりの一環として、大学と連携した講座を開設するなどの取組が行われているが、市町村のこのような取組を支援していくことが求められる。

(4) 企業及び学校との連携

これからは行政あるいは学校、民間組織や企業等のそれぞれが情報を共有化し、社会状況や学習者の利便性を考慮した学習機会の提供、例えば官・民が連携した出前講座の実施や休日を利用した講座、少人数制の講座の開設など様々な工夫が求められる。

また、学校においては地域に開かれた学校として、今後とも生涯学習の振興に寄与していくことが求められる。

こうした各機関・組織間の積極的な連携により、官と民の垣根が取り払われ、協力体制や相互支援体制が築かれることで、生涯学習のいっそうの発展が期待できる。

【指導者養成の在り方】

県民の学習ニーズが高度化・多様化するにつれ、生涯学習を推進する上で指導者の育成・活用は避けられない課題である。

特に市町村においては、今後市町村合併も視野に置き、市町村の枠を越えた生涯学習推進体制の整備が求められるようになる。

従って、今後そのような状況を踏まえ、生涯学習指導者を養成し、学習機会の拡充に努めなくてはならない。

そのために、真に望まれる指導者をどのように養成していくか、また地域の指導者をいかに有効活用していくかといった課題への対応が求められる。

1 求められる資質・能力

(1) コーディネーターとしての資質・能力

生涯学習に取り組む住民にとっての行政の積極的かつ直接的な支援を行う上で、これからは生涯学習に関わる企画・運営を行ったり、指導的立場となり得るコーディネーターとしての資質・能力をもった人材が必要とされる。

(2) まとめ役としての資質・能力

広義的には地域の活動団体・グループを支えるリーダーも指導者であり、今後、そうしたリーダーに対して、技能面ではもちろん、地域のまとめ役、精神的な支えとなる資質・能力が求められる。

2 養成の在り方

(1) 指導者養成のための講座の充実

前項で述べたように、コーディネーターや地域の活動団体・グループのまとめ役、精神的な支えとなり得る資質・能力を備えた指導者を養成するためには、県や市町村において、行政関係職員をはじめ、子ども会や青年団など社会教育関係団体の指導者、学生、学校関係者など、多彩な分野の人材を対象とした指導者養成のための講座をよりいっそう充実していく努力が求められる。

(2) 関係機関の連携

指導者の養成にあたっては、県や大学等の生涯学習関係施設での専門的な理論・実技研修の実施など人的・物的機能の活用、あるいは大学外施設も含めた研修成果の単位認定制度の導入など、大学等高等教育機関や社会教育施設、行政など関係する機関・施設が互いのもつ機能やノウハウを提供し合い、連携を図っていく必要がある。

3 活用の在り方

(1) 人材登録バンクの充実

県や市町村においては人材登録バンクが設置されているが、県の生涯学習指導者登録状況を見ると、登録、活用のいずれも「芸術・文化」「家庭生活・趣味」「体育・スポーツ・レクリエーション」の3分野が大きなウェイトを占めている。

このことから、その他の分野、特に「人文・社会科学」「自然科学」「産業・技術」といった専門分野においても地域の人材の発掘・確保に努め、登録を行っていけば、活用も増えることが期待され、生涯学習推進体制の整備につながっていく。

このように、様々な分野においていつでも住民のニーズに対応できるよう常に幅広い選択肢を用意しておくことで、学習者の立場にたった情報提供に心がける必要がある。

(2) 指導者情報の共有化と提供データの一元化

大学をはじめ、各種関係施設・機関が有する指導者情報を可能な限り共有化し、提供データの一元化とより幅広い情報提供に努めることで、学習者の求める指導者情報の有効な活用が期待できる。

【生涯学習情報の提供と学習相談体制の整備】

1 生涯学習情報の提供について

本県においては、既にインターネットによる情報提供システムが稼働しており、各種の生涯学習関連機関が保有する生涯学習情報の総合的かつ効率的な提供に加え、システムに組み込まれた掲示板やメールマガジンを活用しての情報の積極的な発信および行政・県民相互間の円滑な交流の実現に向けての環境整備が進められている。

中でも、携帯電話から県の生涯学習情報提供システム「SUN-NETみやざき」につないで各種情報を得るシステムは時代に合ったものである。

こうしたハード面の整備を受けて、今後はよりいっそうの情報活用を図るために、ソフト面、即ち情報内容の拡充を進めていく必要がある。

(1) 情報の充実

学習意思のある人にとって、自分が求める学習機会についての情報を手軽に入手することは重要なことである。

そのためにも、情報の提供にあたっては学習者のニーズと合致した情報となるよう更なる充実を図っていかなくてはならない。

また、男女共同参画社会をめざしジェンダーフリーの考えが浸透する中、女性が積極的に外に出て専門的な学習を行ったり、男性が子育てに主体的に参加するなど、家庭にあっても男性・女性のいずれもがこれまでの生活の在り方を見直す機運が高まりつつあり、そのような社会状況の変化に対応した内容の情報提供も必要とされる。

(2) 情報の共有化

情報は量を増やすことが大切であり、そのためには学校や民間の教育関係機関、さらにはボランティア関係団体も含めた各種団体間にネットワークを結び、互いに情報を共有し合うことが必要であり、そのことが有効な活用につながる。

(3) 情報流通の格差是正

いつでも誰でも、等しく欲しい情報を入手できるようにするためには、情報流通の地域間格差を是正する必要がある。

例えば、地域における学習活動の拠点施設である公民館等が、「学習情報センター」としての役目を果たすことができるよう情報通信設備を整備するなどして、県下全域に情報が行き渡るような体制を築く必要がある。

(4) 新鮮な情報の提供

情報は絶えず変化するものであり、常に新しいものへと更新される必要がある。

そのためには、例えば専門の職員を配置するなどして、市町村や関係機関が互いに連携しながら新鮮な情報入手、整理、蓄積、更新とその提供に努める必要がある。

なお、情報の提供にあたっては、法令に則り、個人情報の保護、著作権や肖像権などの人権保護に努めなければならない。

2 相談体制の整備について

現在、電話やFAX、E-mailあるいは面接等、多様な方法による学習相談体制が整備されつつあるが、一般住民にとってのなじみがまだ薄い。

従って、誰もが気軽に相談できる体制が整備されていることを、まず地域住民に周知することが必要である。

そして、県民にとって身近なものとしていっそうの利用促進が図られるよう、さらなる相談体制の整備・充実が求められる。

(1) 相談者本位の体制整備

相談者の立場にたつとき、相談内容に応じて必要な登録情報を担当者がすぐに取り出し、相談者に対処できるよう窓口機能を充実させていくこと、県民の幅広い学習相談にきめ細かく応じるためにも、県や市町村の各相談窓口の情報交流を目的とした学習相談ネットワークを形成していくことが重要となる。

加えて、カウンセラー、コーディネーター、アドバイザーとしての資質・能力を備えた学習相談員としてふさわしい人材の確保に努めるとともに、そのいっそうの資質向上を図るために定期的な研修を実施するなどの努力も求められる。

資 料

宮崎県生涯学習審議会会長 殿

宮崎県における生涯学習推進のための学習環境の整備について
(諮問)

このことについて、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第2項の規定により、諮問します。

【理 由】

近年、我が国の社会は、少子・高齢化、国際化、情報化、環境保護など様々な変化への対応を求められており、教育分野においても学校教育、社会教育の如何を問わず、こうした状況変化にどう適切に対応するかが喫緊の課題であります。

この課題を解決するため、これまでに生涯学習の実現に向けて様々な取組が様々になされてきました。

県は、第五次総合長期計画における「みやざき21世紀戦略」の中で「生涯現役社会づくり」を目指した施策として、指導者の育成、学習機会の拡充、多様な情報提供等を位置づけています。

また、第 期審議会においても、本県の生涯学習振興のための基盤整備の在り方についての様々な提言をいただき、それをその後の生涯学習環境の整備に活かしてきました。

しかし、時を経て、IT革命が国家的プロジェクトとして推進され、また完全学校週5日制が来年度から実施されるなど、社会情勢や教育環境がこれまで以上に急激に変化してきており、現状からさらに具体的な対応が必要となっています。

そこで、こうした現状を踏まえ、今回新たに、本県の生涯学習体制の確立に向けて、生涯学習推進のための学習環境の整備について、次の事項について審議をお願いいたします。

【審議事項】

- 1 学習機会の場の提供について
- 2 指導者養成の在り方
- 3 生涯学習情報の提供と学習相談体制の整備について

平成13年7月23日

宮崎県教育委員会
教育委員長 外山 勝

【審議計画】

平成13年度

7月23日

第1回審議会

- ・委嘱状の交付
- ・正副会長の選出
- ・諮問事項および審議事項の確認
「宮崎県における生涯学習推進のための学習環境の整備について」
～学習機会の場の提供について～

11月9日

第2回審議会

- ・審議
「宮崎県における生涯学習推進のための学習環境の整備について」
～学習機会の場の提供について～

1月28日

第3回審議会

- ・審議
「宮崎県における生涯学習推進のための学習環境の整備について」
～学習機会の場の提供について～

3月

「中間のまとめ」を作成

平成14年度

5月

定例教育委員会に「中間のまとめ」を報告

7月15日

第4回審議会

- ・審議
「宮崎県における生涯学習推進のための学習環境の整備について」
～指導者養成の在り方～

11月11日

第5回審議会

- ・審議
「宮崎県における生涯学習推進のための学習環境の整備について」
～生涯学習情報の提供と学習相談体制の整備について～

1月29日

第6回審議会

- ・答申の全体内容についての審議

2月

答申書の作成

3月18日

教育委員長へ審議内容を答申

宮崎県生涯学習審議会条例 [平成5年3月30日 条例第19号]

(設置)

第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年 法律第71号)第11条第1項の規定に基づき、宮崎県生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、人格識見共に優れた者その他適当と思われる者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命し、又は委嘱する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、県教育庁において処理する。

(教育委員会規則への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

宮崎県生涯学習審議会規則 [平成5年3月31日 教育委員会規則第5号]

(趣旨)

第一条 この規則は、宮崎県生涯学習審議会条例(平成5年宮崎県条例第19号)第7条の規定に基づき、宮崎県生涯学習審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会)

第二条 審議会に、専門的事項を調査研究させるため、専門委員会を置く。

- 2 専門委員会は、専門委員をもって組織する。
- 3 専門委員は、学識経験を有する者等のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。
- 4 専門委員は、当該専門的事項についての調査研究が終わったときは、退任するものとする。

(専門調査員)

第三条 審議会に、専門的事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

- 2 専門調査員は、生涯学習に関し専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門調査員は、当該専門的事項についての調査が終わったときは、退任するものとする。

(職員等の出席)

第四条 審議会が必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他関係人に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第五条 審議会の庶務は、県教育庁生涯学習課において処理する。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

おわりに

今回の答申は、国の動向や県の総合長期計画、あるいは本県の生涯学習の推進状況等を踏まえた内容となっており、その中では、県民のニーズに即した学習情報や学習機会を提供すること、あるいはそうした情報や機会を提供するにあたり、各機関・団体等の機能的な連携を図ることなど、県民主体の生涯学習推進体制を整備充実していくことの必要性を述べている。

こうした短・中期的な課題への取組を通して本県の学習環境がいっそう整備され、時代の要請に対応した体制基盤が築かれることを期待したい。